

3新食第1246号
令和3年12月27日

一般財団法人食品産業センター 会長 殿

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」の策定について

貴会及び傘下会員の皆様方におかれましては、日頃から食料産業行政の推進に特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、農林水産省では、今般、食品製造業者と小売業者との取引関係において、問題となり得る事例を提示し、できるだけわかりやすい形で下請法や独占禁止法の考え方を示すことにより、取引上の法令違反を未然防止する観点から、別添のとおり「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」を策定しました。

適正取引推進のためのガイドラインについては、これまで、豆腐・油揚製造業、牛乳・乳製品製造業を対象に策定していますが、食品製造業全体を対象としたものは策定していませんでした。こうした中、他の製造業にも拡大すべきとの意見を受け、食品製造業と納品先との取引について実態把握を行ったところ、豆腐・油揚製造業、牛乳・乳製品製造業と同様の取引慣行の実態の例も存在することが分かりました。

このため、関係法令の遵守を徹底し、健全な取引慣行を幅広く普及するための取組を、小売業者及び食品製造業者双方に御理解いただくことが重要との考えから、今般、関係業界団体の御協力の下、本ガイドラインを策定したところです。

農林水産省としても、適正な取引の推進に向け、関係業界団体の要望に応じて説明会を行っていくほか、別紙の資料（チラシ）により周知を行い、本ガイドラインの普及を図っていく考えです。

貴団体におかれましては、ホームページへのリンクの掲載、機関誌への掲載など、会員企業等に対して、本ガイドラインの周知に御協力をお願いしたく、また、傘下会員企業等に対し、本ガイドラインを参考に、自社の取引慣行の改善を図っていただくよう、働きかけを行っていただきますようお願いいたします。

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ 03-3502-5742